

# 新型コロナウイルスの影響を受ける事業所の皆様へ

事業の継続を支えるための給付金があります。

給付金名	持続化給付金	小規模事業者事業継続給付金	事業継続支援金
実施主体	国	県	新富町
要件	<p>①令和2年1月から12月までのいずれかの月において前年同月比で事業収入が<b>50%以上</b>減少した月が存在すること</p> <p>②事業を継続する意思があること</p> <p>③暴力団等の反社会勢力または反社会勢力との関係を有するものでないこと</p>	<p>①令和2年1月から4月までのいずれかの月において前年同月比で事業収入が<b>75%以上</b>減少した月が存在すること</p> <p>②国の持続化給付金の申請を予定していること</p> <p>③小規模事業者支援法に基づく小規模事業者で令和元年12月末までに開業していること。</p> <p>④事業を継続する意思があること</p> <p>⑤暴力団等の反社会勢力または反社会勢力との関係を有するものでないこと</p>	<p>①令和2年1月から12月までのいずれかの月において前年同月比で事業収入が<b>30%以上（50%未満）</b>減少した月が存在すること</p> <p>②町内に事業所を有する商工業者</p> <p>③新富町商工会会員または加入資格を有する者</p> <p>④事業を継続する意思があること</p> <p>⑤町税等に滞納がないこと</p> <p>⑥暴力団等の反社会勢力または反社会勢力との関係を有するものでないこと</p> <p>⑦<b>国の持続化給付金を受給できない事業者（国・県の給付金との併用はできません。）</b></p>
対象期間	令和2年1月～12月	令和2年1月～4月	令和2年1月～12月
申請期間	令和2年5月1日～令和3年1月15日	令和2年5月1日～6月30日	令和2年5月1日～令和3年1月15日
必要書類	<p>①事業収入の確認に必要な書類</p> <p>★法人：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の控え（収受印が必要※）、及び法人事業概況説明書の控え</p> <p>※ e-Taxによる申告の場合は受信通知を添付</p> <p>※収受印がない場合は、税理士による押印及び署名がなされた、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入を証明する書類</p> <p>★個人事業者：2019年分の確定申告書第一表の控え（収受印が必要※）</p> <p>※ e-Taxによる申告の場合は受信通知を添付</p> <p>※収受印がない場合は、税務署にて「納税証明書（その2所得金額用）」が必要</p> <p>・青色申告の場合は所得税青色申告決算書の控え（2枚）」も必要</p> <p>②対象月の月間事業収入がわかるもの</p> <p>③法人名義又は代表者名義（個人事業者の場合は申請者本人の名義）の振込先口座の通帳の写し</p> <p>④個人事業者の場合は本人確認書類が必要</p>	<p>①申請書</p> <p>②印鑑（法人：代表社印、個人：認め印）</p> <p>③売上帳等の売上が確認できる書類</p> <p>④直近1期分の確定申告書の控えの写し</p> <p>* 法人：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の控えの写し</p> <p>* 個人事業者：2019年分の確定申告書第一表の控えの写し</p> <p>* 昨年開業・開設された方：開業届の写し又は法人設立届の控えの写し</p> <p>⑤振込口座の確認ができる書類の写し</p>	<p>①申請書兼請求書</p> <p>②事業収入の確認</p> <p>★法人：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の控え（収受印が必要※）、及び法人事業概況説明書の控え</p> <p>※ e-Taxによる申告の場合は受信通知を添付</p> <p>※収受印がない場合は、税理士による押印及び署名がなされた、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入を署名する書類</p> <p>★個人事業者：2019年分の確定申告書第一表の控え（収受印が必要※）</p> <p>※ e-Taxによる申告の場合は受信通知を添付</p> <p>※収受印がない場合は、税務署にて「納税証明書（その2所得金額用）」が必要</p> <p>・青色申告の場合は所得税青色申告決算書の控え（2枚）」も必要</p> <p>③対象月の月間事業収入がわかるもの</p> <p>④振込先口座の通帳の写し</p> <p>⑤個人事業者の場合は本人確認書類</p> <p>⑥誓約書（国県の給付金を受給した際には返還）</p>
算定方法	前年の総売上（事業収入）－ （前年同月比▲50%月の売上×12か月）	—	—
支給額	（法人）最大200万円、（個人事業者）最大100万円	一律20万円	一律30万円
申請手順	<p>★<b>オンライン申請</b></p> <p>①持続化給付金ホームページにアクセス <a href="https://jizokuka-kyufu.jp">https://jizokuka-kyufu.jp</a></p> <p>②仮登録 申請ボタンを押して、メールアドレスを入力</p> <p>③本登録 入力したアドレスにメールが届いたら本登録</p> <p>④マイページ作成 * ID・パスワードを入力しマイページを作成 * 基本情報入力（基本事項、連絡先） * 売上額入力（入力すると申請金額を自動計算） * 口座情報入力 * 通帳の写しをアップロード</p> <p>⑤必要書類を添付（スマホなどの画像で大丈夫です） * 2019年分の確定申告書類の控え * 売上減少となった月の売上台帳等の写し * 個人事業者の場合は身分証明書の写し</p> <p>⑥給付金受給 通常2週間程度で入金されます。</p> <p>★<b>申請サポートが必要な方</b> 国が申請をお手伝いする会場を準備します。 * 5/20には高鍋町に設置される予定 * 5月末にまでに全国400か所以上に設置予定 * サポート会場が設置されない地域には、キャラバン隊が派遣される予定</p>	<p>①申請に必要な書類をそろえる。</p> <p>②新富町商工会に申請日時の予約をする。 ※密集を防止するため、必ず予約してください。</p> <p>③新富町商工会にて申請</p>	<p>①国・県の給付金の受給要件に該当しないかどうかを確認</p> <p>②該当しない場合は、申請に必要な書類をそろえる。</p> <p>③新富町商工会に電話して申請日時を予約 ※密集を防止するため、必ず予約してください。</p> <p>④新富町商工会で申請</p> <p>⑤町の支援金を受給後に、国・県の給付金を受給する要件を満たした場合は返還手続き</p>
問合せ先	コールセンター 0120-115-570	新富町商工会 (33-1231)	新富町商工会 (33-1231)
注意事項	一度給付を受けた方は、再申請はできません。	一度給付を受けた方は、再申請はできません。	<b>国の給付金を受給した場合は、町の支援金を必ず返還してください。</b>